

歯09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ゴム製研磨材（コード：70903000）

セラピカ

【形状・構造および原理等】

- 1) 形状・構造
歯科用ないし歯科技工用ハンドピース又は回転駆動装置を接続できる軸に、ダイヤモンド砥粒を含有したゴム基材の作業部を持つ。
- 2) 使用回転数
上限 6,000回転/分

【使用目的又は効果】

陶材・セラミックの中研磨・仕上げ・つや出しに用いる。

【使用方法等】

- 1) 使用の前に予め洗浄・滅菌して乾燥させ、汚染を避けて保管しておく。
- 2) 使用時に、歯科用ないし歯科技工用ハンドピースに装着する。
- 3) 回転させて、振れがないかを確認する。
- 4) ソフトタッチで断続的に被研磨物に押し付けて研磨する。

〔使用方法に関連する使用上の注意〕

- 1) ハンドピースメーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2) ハンドピース挿入時に専用の治具が必要な機器は、必ず治具を使用すること。ネックが曲がる場合があるので、無理な圧力をかけてはめ込まないこと。
- 3) 予め回転させて、振れがないことを確認すること。
- 4) 無理な角度、過度な圧力での使用は避けること。特に、頭部の細い・長い・大きい形状のもの、又はネックの細いものは、折れたり曲がったりすることがある。

【使用上の注意】

- 1) 指定の回転数を厳守して使用すること。
- 2) 損傷、変形（錆、表面傷、曲がり）汚染等のあるものは使用しないこと。
- 3) 本品の加熱や改造は行わないこと。
- 4) 目の損傷を防ぐために、保護メガネなどを使用すること。もし本品または切削屑が目に入った場合は、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。
- 5) 本器具は【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。
- 6) 本器具は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

- 1) 水分、腐食性薬剤及びその蒸気を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- 2) 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【保守・点検に係る事項】

- 1) 使用前・使用後に損傷、変形（錆、表面傷、曲がり）汚染等がないかを確認し、これらがある場合は使用しないこと。
- 2) 過酸化水素水は、金属腐食の原因となるので使用しないこと。
- 3) 洗浄・消毒・滅菌の際には、塩素系消毒剤は、使用しないこと。また、洗浄剤、消毒剤、滅菌器については、各製造業者の指示に従い、正しく使用すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者
株式会社ピーディーアール
愛知県名古屋市天白区原4-106